

災害対策基本法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

○ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）（第一条関係）	1
※刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）による改正後のもの	
○ 災害救助法（昭和二十二年法律第一百十八号）（抄）（第二条関係）	25
○ 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）（抄）（第三条関係）	28
○ 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）（抄）（第四条関係）	34
○ 大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）（抄）（第五条関係）	36
○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（第六条関係）	38
○ 都市計画法（昭和四十三年法律第一百号）（抄）（附則第四条関係）	40
○ 日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）（抄）（附則第五条関係）	41
○ 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第一百五十六号）（抄）（附則第六条関係）	42
○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）（抄）（附則第七条第一号関係）	49
○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）（附則第七条第二号関係）	50

○ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）（第一条関係）

※刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）による改正後のもの

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章（略） 第二章 防災に関する組織 第一節～第三節（略） 第四節 災害時における職員の派遣（第二十九条―第三十三条） 第五節 登録被災者援護協力団体（第三十三条の二―第三十三条の十一） 第三章・第四章（略） 第五章 災害応急対策 第一節～第四節（略） 第五節 被災者の保護 第一款 生活環境の整備（第八十六条の六―第八十六条の七の二） 第二款～第四款（略） 第六節（略） 第六章（略） 第七章 被災者の援護を図るための措置（第九十条の二―第九十条の六） 第八章～第十章（略） 第十一章 罰則（第百十二条の二―第百十九条） 附則 （定義）	目次 第一章（略） 第二章 防災に関する組織 第一節～第三節（略） 第四節 災害時における職員の派遣（第二十九条―第三十三条） （新設） 第三章・第四章（略） 第五章 災害応急対策 第一節～第四節（略） 第五節 被災者の保護 第一款 生活環境の整備（第八十六条の六・第八十六条の七） 第二款～第四款（略） 第六節（略） 第六章（略） 第七章 被災者の援護を図るための措置（第九十条の二―第九十条の四） 第八章～第十章（略） 第十一章 罰則（第百十三条―第百十七条） 附則 （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地盤の液状化、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

二 八 (略)

九 防災業務計画 指定行政機関の長（当該指定行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項の委員会若しくは第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関。第十二条第八項、第二十五条第六項第二号、第二十八条第二項、第二十八条の三第六項第四号及び第二十八条の六第二項を除き、以下同じ。）又は指定公共機関（指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関）が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。

十 (略)

(基本理念)

第二条の二 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

一 五 (略)

六 災害復旧及び災害からの復興に必要な準備をするとともに、災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

(国及び地方公共団体とボランティアとの連携)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

二 八 (略)

九 防災業務計画 指定行政機関の長（当該指定行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項の委員会若しくは第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関。第十二条第八項、第二十五条第六項第二号、第二十八条第二項、第二十八条の三第六項第三号及び第二十八条の六第二項を除き、以下同じ。）又は指定公共機関（指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関）が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。

十 (略)

(基本理念)

第二条の二 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

一 五 (略)

六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

(国及び地方公共団体とボランティアとの連携)

第五条の三 (略)

2 国は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に対する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への国民の参加を促進するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(施策における防災上の配慮等)

第八条 (略)

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一・二 (略)

三 宅地の耐震化、建物の不燃堅^{ろう}牢化その他都市の防災構造の改善に関する事項

四〇十三 (略)

十四 被災者の援護に従事する者が災害が発生した地域において円滑かつ効率的に活動を行うことができる環境の整備に関する事項

十五 (略)

十六 被災者の生活の再建に関する事項

十七〇二十一 (略)

二十二 防災上必要な情報通信技術その他の先端的な技術の活用に関する事項

(中央防災会議の組織)

第十二条 (略)

二〇四 (略)

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 (略)

第五条の三 (略)

(新設)

(施策における防災上の配慮等)

第八条 (略)

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一・二 (略)

三 建物の不燃堅^{ろう}牢化その他都市の防災構造の改善に関する事項

四〇十三 (略)

(新設)

十四 (略)

(新設)

十五〇十九 (略)

(新設)

(中央防災会議の組織)

第十二条 (略)

二〇四 (略)

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 (略)

二 防災担当大臣以外の国務大臣、内閣危機管理監、内閣府の防災監、指定公共機関の代表者及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

6
～
10 (略)

(都道府県災害対策本部)

第二十三条 (略)

2
～
6 (略)

7 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、第三十三条の二第一項の規定により内閣総理大臣の登録を受けた同項に規定する被災者援護協力団体（以下「登録被災者援護協力団体」という。）並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

8 (略)

(特定災害対策本部長の権限)

第二十三条の七 (略)

2 (略)

3 特定災害対策本部長は、当該特定災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、登録被災者援護協力団体並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

4
・
5 (略)

二 防災担当大臣以外の国務大臣、内閣危機管理監、指定公共機関の代表者及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

6
～
10 (略)

(都道府県災害対策本部)

第二十三条 (略)

2
～
6 (略)

7 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

8 (略)

(特定災害対策本部長の権限)

第二十三条の七 (略)

2 (略)

3 特定災害対策本部長は、当該特定災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

4
・
5 (略)

(非常災害対策本部の組織)

第二十五条 (略)

2ゝ5 (略)

6 非常災害対策本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 (略)

二 副大臣、内閣危機管理監、内閣府の防災監又は国務大臣以外の
の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

7ゝ12 (略)

(非常災害対策本部長の権限)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、登録被災者援護協力団体並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

4ゝ6 (略)

(緊急災害対策本部の組織)

第二十八条の三 (略)

2ゝ5 (略)

6 緊急災害対策本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 緊急災害対策本部長及び緊急災害対策副本部長以外の全ての
国務大臣

二 (略)

三 内閣府の防災監

(非常災害対策本部の組織)

第二十五条 (略)

2ゝ5 (略)

6 非常災害対策本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 (略)

二 副大臣、内閣危機管理監又は国務大臣以外の指定行政機関の
長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

7ゝ12 (略)

(非常災害対策本部長の権限)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

4ゝ6 (略)

(緊急災害対策本部の組織)

第二十八条の三 (略)

2ゝ5 (略)

6 緊急災害対策本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 緊急災害対策本部長及び緊急災害対策副本部長以外のすべての
国務大臣

二 (略)

(新設)

四 (略)

7
12 (略)

(緊急災害対策本部長の権限)

第二十八条の六 (略)

2 (略)

3 緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、登録被災者援護協力団体並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

4
6 (略)

(職員の派遣の要請)

第二十九条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員(第三十三条の三を除き、以下「都道府県知事等」という。)は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関(独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。)に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

2
3 (略)

第五節 登録被災者援護協力団体

(被災者援護協力団体の登録)

第三十三条の二 国及び地方公共団体が行う被災者の援護への協力

三 (略)

7
12 (略)

(緊急災害対策本部長の権限)

第二十八条の六 (略)

2 (略)

3 緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

4
6 (略)

(職員の派遣の要請)

第二十九条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員(以下「都道府県知事等」という。)は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関(独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。)に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

2
3 (略)

(新設)

(新設)

- であつて、次の各号のいずれかに該当する業務（以下「被災者援護協力業務」という。）を行う法人その他これに準ずるものとして内閣府令で定める団体（以下この条において「被災者援護協力団体」という。）は、内閣総理大臣の登録を受けることができる。
- 一 避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の運営
 - 二 炊き出しその他による食品の給与又は飲料水の供給
 - 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - 四 被災した住宅の応急修理又は災害により生じた土砂その他の障害物の除去
 - 五 被災者からの相談への対応又は被災者に対する情報の提供若しくは助言
 - 六 ボランティアの受入れの実施に係る連絡調整
 - 七 前各号に掲げるもののほか、被災者の援護を図るために必要な協力の業務
- 2 前項の登録（以下「登録」という。）を受けようとする被災者援護協力団体は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に申請をしなければならない。
 - 3 次の各号のいずれかに該当する被災者援護協力団体は、登録を受けることができない。
 - 一 第三十三条の九の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しないもの
 - 二 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するも

のと認められる者又は法人でない団体で代表者若しくは管理人の定めのあるものの代表者若しくは管理人を含む。第三十三条の六及び第九十条の六において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で内閣府令で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者

ニ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

ホ 心身の障害により被災者援護協力業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

4 | 内閣総理大臣は、第二項の申請をした被災者援護協力団体が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。

一 その行おうとする被災者援護協力業務に必要な機材その他の物資を有し、かつ、当該被災者援護協力業務に従事する者のうち二人以上が当該被災者援護協力業務に関する専門的な知識及び技能を有する者として内閣府令で定める者であるものであること。

二 被災者援護協力業務を適切に行うための次に掲げる措置がとられていること。

イ 被災者援護協力業務を適切に行うための管理者が置かれていること。

ロ 被災者援護協力業務の適切な実施の確保に関する業務方法書その他の文書が作成されていること。 三 その行おうとする被災者援護協力業務の実績が相当程度あること。	5 登録は、登録被災者援護協力団体登録簿に次に掲げる事項を記載し、又は記録してするものとする。	一 登録年月日及び登録番号 二 登録被災者援護協力団体の名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名 三 被災者援護協力業務を行おうとする地域 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項	6 登録被災者援護協力団体は、前項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。	（登録被災者援護協力団体の都道府県知事等による救助への協力） 第三十三条の三 登録被災者援護協力団体は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第八条第二項の規定により都道府県知事等（同法第三条に規定する都道府県知事等をいう。）から協力命令が発せられたときは、同法による救助に関する業務に協力しなければならない。	（表示の制限） 第三十三条の四 登録被災者援護協力団体でない者は、被災者援護協力業務を行うに際し、登録を受けている旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。	（被災者援護協力業務の方法）	（新設）	（新設）
---	--	--	---	--	--	-----------------------	-------------	-------------

第三十三条の五 登録被災者援護協力団体は、第三十三条の二第四項各号に掲げる要件及び被災者援護協力業務を適切に行うための内閣府令で定める基準に適合する方法により被災者援護協力業務を行わなければならない。

(新設)

(秘密保持義務)

第三十三条の六 登録被災者援護協力団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がなく、被災者援護協力業務に関して知り得た秘密（第九十条の四第一項第四号の規定により提供を受けた同項に規定する台帳情報に関する秘密を除く。）を漏らしてはならない。

(新設)

(業務の休廃止)

第三十三条の七 登録被災者援護協力団体は、被災者援護協力業務を休止し、又は廃止したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(新設)

2 前項の規定により被災者援護協力業務を廃止した旨の届出があつたときは、当該登録被災者援護協力団体に係る登録は、その効力を失う。

(改善命令)

第三十三条の八 内閣総理大臣は、登録被災者援護協力団体が第三十三条の五の規定に違反していると認めるときは、当該登録被災者援護協力団体に対し、被災者援護協力業務の方法を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(新設)

(登録の取消し)

第三十三条の九 内閣総理大臣は、登録被災者援護協力団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(新設)

一 第三十三条の二第三項第二号に該当するに至つたとき。
二 第三十三条の二第六項又は第三十三条の七第一項の規定に違反したとき。

三 前条の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により登録を受けたとき。

五 次条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

六 災害救助法第八条第三項の規定による通知があつた場合において、正当な理由がなく、同法による救助に関する業務に協力していないと認めるとき。

(報告又は資料の提出)

第三十三条の十 内閣総理大臣は、被災者援護協力業務の適切な運営を確保するために必要限度において、登録被災者援護協力団体に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(公表)

第三十三条の十一 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第三十三条の二第六項の規定による届出があつたとき。

三 第三十三条の七第一項の規定による届出があつたとき。

四 第三十三条の九の規定により登録を取り消したとき。

(都道府県地域防災計画)

第四十条 (略)

2 都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

(新設)

(新設)

(都道府県地域防災計画)

第四十条 (略)

2 都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第四項において「管轄指定地方行政機関等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

二・三 （略）

3 都道府県地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するために必要となる公共的団体又は民間の団体との連携に関する基本的な方針について定めることができる。

4 5 6 （略）

（市町村地域防災計画）

第四十二条 （略）

2 （略）

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）並びに災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するために必要となる公共的団体又は民間の団体との連携に関する基本的な方針について定めることができる。

4 5 7 （略）

（都道府県相互間地域防災計画）

第四十三条 （略）

一 当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（次項において「管轄指定地方行政機関等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

二・三 （略）

（新設）

3 4 5 （略）

（市町村地域防災計画）

第四十二条 （略）

2 （略）

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

4 5 7 （略）

（都道府県相互間地域防災計画）

第四十三条 （略）

2 (略)

3 第四十条第四項から第六項までの規定は、都道府県相互間地域防災計画について準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県防災会議」とあるのは、「都道府県防災会議の協議会」と読み替えるものとする。

(防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務等)

第四十九条 (略)

2 地方公共団体の長は、毎年一回、前項の規定による物資の備蓄の状況を公表しなければならない。

(円滑な相互応援の実施のために必要な措置)

第四十九条の二 (略)

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前項の措置を講ずるほか、高度かつ専門的な技術、知識又は経験を有する人材の確保及び育成、資機材の整備、災害の状況に応じて機動的に応援を行う体制の整備、多様な主体との連携の強化その他の取組を推進することにより、他の災害応急対策責任者(第五十一条第一項に規定する災害応急対策責任者をいう。)を迅速かつ的確に応援するよう努めなければならない。

(指定避難所の指定)

第四十九条の七 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

2 (略)

3 第四十条第三項から第五項までの規定は、都道府県相互間地域防災計画について準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県防災会議」とあるのは、「都道府県防災会議の協議会」と読み替えるものとする。

(防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務)

第四十九条 (略)

(新設)

(円滑な相互応援の実施のために必要な措置)

第四十九条の二 (略)

(新設)

(指定避難所の指定)

第四十九条の七 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所(避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者(以下「居住者等」という。)を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民(以下「被災住民」という。)その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。)の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しない。

2・3 (略)

(情報の収集及び伝達等)

第五十一条 (略)

2 災害応急対策責任者は、前項の災害に関する情報の収集及び伝達に当たっては、地理空間情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項に規定する地理空間情報をいう。)及び情報通信技術その他の先端的な技術の活用に努めなければならない。

3 (略)

(都道府県知事に対する応急措置の実施の要請の要求等)

第六十八条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第七十条第三項の規定による応急措置の実施の要請(次項において「要請」という。)をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を当該応急措置の実施に係る指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に通知することができる。

2 市町村長は、前項の規定による要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、その事態に照らし緊急を要し、都道府県知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

3 市町村長は、前二項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

なければならない。

2・3 (略)

(情報の収集及び伝達等)

第五十一条 (略)

2 災害応急対策責任者は、前項の災害に関する情報の収集及び伝達に当たっては、地理空間情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項に規定する地理空間情報をいう。)の活用に努めなければならない。

3 (略)

(新設)

第六十八條の三 (略)

(都道府県知事の従事命令等)

第七十一条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第五十条第一項第四号から第九号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法第七条から第十号までの規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

2 (略)

(指定行政機関の長等に対する応援の要求等)

第七十四条の四 (略)

2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、都道府県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、当該都道府県の知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、前項の規定による応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、災害応急対策について応援をすることができる。

(指定行政機関の長等による応急措置の代行)

第七十八条の二 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、法令又は防災計画の定めるところにより、市町村長が第六十四条第一項及び

第六十八條の二 (略)

(都道府県知事の従事命令等)

第七十一条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第五十条第一項第四号から第九号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第七条から第十号までの規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

2 (略)

(指定行政機関の長等に対する応援の要求等)

第七十四条の四 (略)

(新設)

(指定行政機関の長等による応急措置の代行)

第七十八条の二 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、法

第二項並びに第六十五条第一項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

一 災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたとき

二 災害の発生により施設又は設備に被害が生じ、かつ、市町村長又は都道府県知事による当該施設又は設備に係る応急措置の実施が困難である場合であつて、災害応急対策の円滑な実施のため、当該応急措置を実施する緊急の必要があると認めるとき

2・3 (略)

(避難所における生活環境の整備等)

第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与し、避難者の数、避難所の生活環境その他の避難所の運営状況に関する情報を把握するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 災害応急対策責任者は、前項の情報の把握及び提供に当たつては、情報通信技術その他の先端的な技術の活用に努めなければならない。

(避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮)

第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に関する情報を把握する

令又は防災計画の定めるところにより、当該市町村の市町村長が第六十四条第一項及び第二項並びに第六十五条第一項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

(新設)

(新設)

2・3 (略)

(避難所における生活環境の整備等)

第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(新設)

(避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮)

第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活

とともに、これらの者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2| 災害応急対策責任者は、前項の情報の把握及び提供に当たつては、情報通信技術その他の先端的な技術の活用に努めなければならない。

(避難所に関する情報の把握等に関する相互協力)

- 第| 八十六| 条の七の二| 災害応急対策責任者は、避難所の運営状況に関する情報及び被災者に関する情報の把握並びに被災者の生活環境の整備に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

(広域一時滞在の協議等)

- 第| 八十六| 条の八 (略)

- 2| (略)

- 3| 市町村長は、第一項の規定による協議に際し、当該協議に係る各被災住民についての第九十条の三第二項各号に掲げる事項に係る情報であつて自らが保有するものを当該協議をする他の市町村の市町村長に提供しなければならない。

- 4| 7| (略)

- 8| 協議先市町村長は、協議元市町村長から第四項の規定により受け入れた被災住民の援護に関する情報の提供を受けたときは、当該被災住民に対し、当該情報を提供するとともに、当該協議元市町村長から求められたときは、当該被災住民に関する情報であつて自らが保有するものを提供するものとする。

- 9| 第一項の場合において、協議元市町村長は、広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び第七項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(新設)

(新設)

(広域一時滞在の協議等)

- 第| 八十六| 条の八 (略)

- 2| (略)

(新設)

- 3| 6| (略)

(新設)

- 7| 第一項の場合において、協議元市町村長は、広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び前項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

10| 協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第五項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(都道府県外広域一時滞在の協議等)

第八十六条の九 (略)

2| 市町村長は、前項の規定による都道府県知事との協議に際し、同項の規定による要求に係る各被災住民についての第九十条の第三第二項各号に掲げる事項に係る情報であつて自らが保有するもの(以下この条において「被災住民情報」という。)を当該都道府県知事に提供しなければならない。

3| 第一項の規定による要求があつたときは、都道府県知事は、被災住民の受入れについて、当該他の都道府県の知事に協議しなければならない。

4| (略)

5| 都道府県知事は、第三項の規定による協議に際し、第二項の規定により市町村長から提供された被災住民情報を当該協議をする他の都道府県の知事に提供しなければならない。

6| 第三項の場合において、協議を受けた都道府県知事(以下この条において「協議先都道府県知事」という。)は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。

7| 協議先都道府県知事は、前項の規定による協議に際し、第五項の規定により都道府県知事から提供された被災住民情報を当該協議をする関係市町村長に提供しなければならない。

8| 第六項の場合において、協議を受けた市町村長(以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。)は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。

8| 協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第四項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(都道府県外広域一時滞在の協議等)

第八十六条の九 (略)

(新設)

2| 前項の規定による要求があつたときは、都道府県知事は、被災住民の受入れについて、当該他の都道府県の知事に協議しなければならない。

3| (略)

(新設)

4| 第二項の場合において、協議を受けた都道府県知事(以下この条において「協議先都道府県知事」という。)は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。

(新設)

5| 前項の場合において、協議を受けた市町村長(以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。)は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。

9| 第六項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

10| (略)

11| 協議先都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を第三項の規定により協議した都道府県知事（以下この条において「協議元都道府県知事」という。）に通知しなければならない。

12| 13| (略)

14| 都道府県外協議先市町村長は、都道府県外協議元市町村長から第八項の規定により受け入れた被災住民の援護に関する情報の提供を受けたときは、当該被災住民に対し、当該情報を提供するとともに、当該都道府県外協議元市町村長から求められたときは、当該被災住民に関する情報であつて自らが保有するものを提供するものとする。

15| 第一項の場合において、都道府県外協議元市町村長は、都道府県外広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議元都道府県知事に報告し、及び公示するとともに、第十三項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

16| 17| (略)

18| 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第九項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(都道府県知事による広域一時滞在の協議等の代行)

第八十六条の十 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保すること

6| 第四項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

7| (略)

8| 協議先都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を第二項の規定により協議した都道府県知事（以下この条において「協議元都道府県知事」という。）に通知しなければならない。

9| 10| (略)

(新設)

11| 第一項の場合において、都道府県外協議元市町村長は、都道府県外広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議元都道府県知事に報告し、及び公示するとともに、前項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

12| 13| (略)

14| 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第六項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(都道府県知事による広域一時滞在の協議等の代行)

第八十六条の十 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保すること

が困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長が第八十六条の八第一項、第三項及び第六項から第九項までの規定により実施すべき措置（同条第七項及び第九項の規定による報告を除く。）の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

2・3 （略）

（都道府県外広域一時滞在の協議等の特例）

第八十六条の十一 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、第八十六条の九第一項の規定による要求がない場合であつても、同条第三項の規定による協議をすることができる。この場合において、同条第五項中「第二項の規定により市町村長から提供された被災住民情報」とあるのは「当該協議に係る各被災住民についての第九十条の三第二項各号に掲げる事項に係る情報であつて自らが保有するもの」と、同条第七項中「被災住民情報」とあるのは「情報」と、同条第十二項中「第一項の規定により協議することを求めた市町村長（以下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。）」とあるのは「公示し、及び内閣府令で定める者」と、同条第十四項中「都道府県外協議元市町村長」とあるのは「協議元都道府県知事」と、同条第十五項中「第一項」とあるのは「第八十六条の十一前段」と、「都道府県外協議元市町村長」とあるのは「協議元都道府県知事」と、「協議元都道府県知事に報告し、及び」とあるのは「協議先都道府県知事及び同条後段の規定により読み替えて適用する第十二項の内閣府令で定める者に通知し、並びに」と

が困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長が第八十六条の八第一項及び第五項から第七項までの規定により実施すべき措置（同条第六項及び第七項の規定による報告を除く。）の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

2・3 （略）

（都道府県外広域一時滞在の協議等の特例）

第八十六条の十一 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、第八十六条の九第一項の規定による要求がない場合であつても、同条第二項の規定による協議をすることができる。この場合において、同条第九項中「第一項の規定により協議することを求めた市町村長（以下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。）」とあるのは「公示し、及び内閣府令で定める者」と、同条第十一項中「第一項」とあるのは「第八十六条の十一前段」と、「都道府県外協議元市町村長」とあるのは「協議元都道府県知事」と、「協議元都道府県知事に報告し、及び」とあるのは「協議先都道府県知事及び同条後段の規定により読み替えて適用する第九項の内閣府令で定める者に通知し、並びに」と、「前項の内閣府令で定める者に通知しなければ」とあるのは「内閣総理大臣に報告しなければ」と、同条第十三項中「前項」とあるのは「第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する第十一項」とし、同条第十項及び第十二項の規定は、適用しない。

、「第十三項の内閣府令で定める者に通知しなければ」とあるのは「内閣総理大臣に報告しなければ」と、同条第十七項中「前項」とあるのは「第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する第十五項」とし、同条第十三項及び第十六項の規定は、適用しない。

（都道府県知事及び内閣総理大臣による助言）

第八十六条の十二（略）

2 内閣総理大臣は、都道府県知事から求められたときは、第八十六条の九第三項の規定による協議の相手方その他都道府県外広域一時滞在に関する事項又は広域一時滞在に関する事項について助言をしなければならない。

（内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行）

第八十六条の十三 内閣総理大臣は、災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在又は都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長が第八十六条の八第一項、第三項及び第六項から第九項までの規定により実施すべき措置の全部若しくは一部を当該市町村長に代わつて実施し、又は当該都道府県の知事が第八十六条の十一前段並びに同条後段の規定により読み替えて適用する第八十六条の九第五項並びに同条第十一項並びに第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する第八十六条の九第十二項、第十四項及び第十五項の規定により実施すべき措置（第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する第八十六条の九第十二項及び第十五項の規定による報告を除く。）の全部若しくは一部を当該都道府県知事に代わつて実施しなければならない。

（都道府県知事及び内閣総理大臣による助言）

第八十六条の十二（略）

2 内閣総理大臣は、都道府県知事から求められたときは、第八十六条の九第二項の規定による協議の相手方その他都道府県外広域一時滞在に関する事項又は広域一時滞在に関する事項について助言をしなければならない。

（内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行）

第八十六条の十三 内閣総理大臣は、災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつた場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在又は都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長が第八十六条の八第一項及び第五項から第七項までの規定により実施すべき措置の全部若しくは一部を当該市町村長に代わつて実施し、又は当該都道府県の知事が第八十六条の十一前段並びに第八十六条の九第八項並びに第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する第八十六条の九第九項及び第十一項の規定により実施すべき措置（第八十六条の十一後段の規定により読み替えて適用する第八十六条の九第九項及び第十一項の規定による報告を除く。）の全部若しくは一部を当該都道府県知事に代わつて実施しなければならない。

2・3 (略)

(被災者台帳の作成)

第九十条の三 (略)

2・3 (略)

4 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、その市町村の区域内で被災者援護協力業務を実施する登録被災者援護協力団体の他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

5 市町村長は、他の都道府県の区域に一時的に滞在する被災者に関し前項の規定による要求を行うときは、都道府県知事に対し協力を求めることができる。

6 都道府県知事は、前項の規定による要求に応ずるため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、当該被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(台帳情報の利用及び提供)

第九十条の四 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第一項の規定により作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報(以下この条から第九十条の六までにおいて「台帳情報」という。)を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

一三 (略)

四 災害に起因して市町村の区域内の生活環境が安定しないことから被災者の生命又は身体を害するおそれがあり、かつ、当該市町村の市町村長が、被災者の生命又は身体を保護するために特に必要があると認め、当該市町村の区域内で被災者援護協力業務を実施し、又は実施しようとする登録被災者援護協力団体

2・3 (略)

(被災者台帳の作成)

第九十条の三 (略)

2・3 (略)

4 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(新設)

(新設)

(台帳情報の利用及び提供)

第九十条の四 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第一項の規定により作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報(以下この条において「台帳情報」という。)を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

一三 (略)

(新設)

の求めに応じて台帳情報を提供する場合において、当該登録被災者援護協力団体が、被災者援護協力業務に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

- 2 前項（第一号、第三号又は第四号に係る部分に限る。）の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（台帳情報を提供する場合における配慮）

第九十条の五 市町村長は、前条第一項第四号の規定により台帳情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、台帳情報の提供を受ける者に対して台帳情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該台帳情報に係る被災者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第九十条の六 第九十条の四第一項第四号の規定により台帳情報の提供を受けた登録被災者援護協力団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がなく、同号の規定により提供を受けた台帳情報に関する秘密を漏らしてはならない。

（指定行政機関の長等又は他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用の負担）

第九十二条 第六十七条第一項、第六十八条、第七十四条第一項又は第七十四条の四第一項の規定により指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は他の地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。

2
（略）

- 2 前項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（新設）

（新設）

（指定行政機関の長等又は他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用の負担）

第九十二条 第六十七条第一項、第六十八条、第七十四条第一項又は第七十四条の四の規定により指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は他の地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。

2
（略）

第百十二条の二 第九十条の六の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(新設)

第百十三条 (略)

(罰則)
第百十三条 (略)

第百十八条 第三十三条の六の規定に違反して秘密を漏らした者は、二十万円以下の過料に処する。

(新設)

第百十九条 第三十三条の四の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

(新設)

改正案	現行
目次 第一章～第三章（略） 第四章 雑則（第三十一条・第三十一条の二） 第五章（略） 附則 （救助の種類等） 第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。 一～五（略） 六 福祉サービスの提供 七～十一（略） 十二～十四（略） （従事命令） 第七条 都道府県知事等は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、福祉、土木建築工事又は輸送関係者を、第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医療、福祉又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。 2（略） 3 前二項に規定する医療、福祉、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、政令で定める。 4・5（略）	目次 第一章～第三章（略） 第四章 雑則（第三十一条） 第五章（略） 附則 （救助の種類等） 第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。 一～五（略） 六（新設） 六～十（略） 十二～十四（略） （従事命令） 第七条 都道府県知事等は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医療又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。 2（略） 3 前二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、政令で定める。 4・5（略）

(協力命令)

第八条 (略)

2 都道府県知事等は、登録被災者援護協力団体(災害対策基本法第二十三条第七項に規定する登録被災者援護協力団体をいう。以下この条及び第三十一条の二において同じ。)を救助に関する業務に協力させることができる。

3 都道府県知事等は、前項の規定による協力命令を受けた登録被災者援護協力団体が、正当な理由がなく当該協力命令に従わなかった場合には、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

4 第二項の規定により登録被災者援護協力団体を救助に関する業務に協力させる場合においては、その実費を弁償しなければならない。

(日本赤十字社の協力義務等)

第十五条 (略)

2 政府は、日本赤十字社に、政府の指揮監督の下に、救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力(第八条第一項又は第二項の規定による協力を除く。)についての連絡調整を行わせることができる。

(費用の支弁区分)

第十八条 (略)

2 第七条第五項又は第八条第四項の規定による実費弁償及び第十二条の規定による扶助金の支給で、第七条第一項の規定による従事命令又は第八条第一項若しくは第二項の規定による協力命令によって救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものによする費用は、その従事命令又は協力命令を發した都道府県知事等の統括する都道府県等が、第七条第二項の規定による従事命令によって救助に関する業務に従事した者に係るものによする費用は、同項の規定による要求をした都道府県知事等の統括する都道

(協力命令)

第八条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(日本赤十字社の協力義務等)

第十五条 (略)

2 政府は、日本赤十字社に、政府の指揮監督の下に、救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力(第八条の規定による協力を除く。)についての連絡調整を行わせることができる。

(費用の支弁区分)

第十八条 (略)

2 第七条第五項の規定による実費弁償及び第十二条の規定による扶助金の支給で、第七条第一項の規定による従事命令又は第八条の規定による協力命令によって救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものによする費用は、その従事命令又は協力命令を發した都道府県知事等の統括する都道府県等が、第七条第二項の規定による従事命令によって救助に関する業務に従事した者に係るものによする費用は、同項の規定による要求をした都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

府県等が、これを支弁する。 3 (略)	(都道府県知事による情報提供) 第三十一条 (略)	(登録被災者援護協力団体による情報提供) 第三十一条の二 登録被災者援護協力団体は、第八条第二項の規定により都道府県知事等に協力して救助を行った者について、災害対策基本法第九十条の三第四項の規定により情報の提供の求めがあつたときは、当該提供の求めに係る者についての同条第二項第一号から第四号までに掲げる情報であつて自らが保有するものを提供するものとする。
3 (略)	第三十一条 (略)	(新設)

改 正 案	現 行
（業務の委託） 第二十四条の三（略） 25（略） 6 第一項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合においては、当該委託された業務の範囲内において、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして、第十三条第一項（水質検査及び施設検査の実施に係る部分に限る。）及び第二項、第十七条、第二十条から第二十二条の三まで、第二十三条第一項、第二十五条の九、第三十六条第二項、第三十九条（第二項及び第三項を除く。）並びに第四十条の二第一項及び第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、当該委託された業務の範囲内において、水道事業者及び水道技術管理者については、これらの規定は、適用しない。 7・8（略） （水道施設運営等事業に関する特例） 第二十四条の八（略） 2 水道施設運営権者が水道施設運営等事業を実施する場合においては、当該水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、水道施設運営権者を水道事業者と、水道施設運営等事業技術管理者を水道技術管理者とみなして、第十二条、第十三条第一項（水質検査及び施設検査の実施に係る部分に限る。）及び第二項、第十七条、第二十条から第二十二条の四まで、第二十三条第一項、第二十五条の九、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条、第三	（業務の委託） 第二十四条の三（略） 25（略） 6 第一項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合においては、当該委託された業務の範囲内において、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして、第十三条第一項（水質検査及び施設検査の実施に係る部分に限る。）及び第二項、第十七条、第二十条から第二十二条の三まで、第二十三条第一項、第二十五条の九、第三十六条第二項並びに第三十九条（第二項及び第三項を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、当該委託された業務の範囲内において、水道事業者及び水道技術管理者については、これらの規定は、適用しない。 7・8（略） （水道施設運営等事業に関する特例） 第二十四条の八（略） 2 水道施設運営権者が水道施設運営等事業を実施する場合においては、当該水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、水道施設運営権者を水道事業者と、水道施設運営等事業技術管理者を水道技術管理者とみなして、第十二条、第十三条第一項（水質検査及び施設検査の実施に係る部分に限る。）及び第二項、第十七条、第二十条から第二十二条の四まで、第二十三条第一項、第二十五条の九、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条並びに

十九条（第二項及び第三項を除く。）並びに第四十条の二第一項及び第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、当該水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、水道事業者及び水道技術管理者については、これらの規定は適用せず、第二十二条の四第一項中「更新」とあるのは、「更新（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第六項に規定する運営等として行うものに限る。次項において同じ。）」とする。

3・4 （略）

（準用）

第三十一条 第十一条第一項及び第三項、第十二条、第十三条、第十五条第二項、第十九条（第二項第三号を除く。）、第二十条から第二十三条まで、第二十四条の二、第二十四条の三（第七項を除く。）、第二十四条の四、第二十四条の五、第二十四条の六（第一項第二号を除く。）、第二十四条の七、第二十四条の八（第三項を除く。）、第二十四条の九から第二十四条の十三までの規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第二十四条の三 第六項	第十七条、第二十条	第二十条
第二十五条の九、第三十六 条第二項、第三十九 条（第二項及び第三 項を除く。）並びに第 三	第三十六 条第二項 並びに第三 十九 条（第二項 及び第三 項を除く。）	第三十六 条第二項 並びに第三 十九 条（第二項 及び第三 項を除く。）

第三十九条（第二項及び第三項を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、当該水道施設運営等事業に係る業務の範囲内において、水道事業者及び水道技術管理者については、これらの規定は適用せず、第二十二条の四第一項中「更新」とあるのは、「更新（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第六項に規定する運営等として行うものに限る。次項において同じ。）」とする。

3・4 （略）

（準用）

第三十一条 第十一条第一項及び第三項、第十二条、第十三条、第十五条第二項、第十九条（第二項第三号を除く。）、第二十条から第二十三条まで、第二十四条の二、第二十四条の三（第七項を除く。）、第二十四条の四、第二十四条の五、第二十四条の六（第一項第二号を除く。）、第二十四条の七、第二十四条の八（第三項を除く。）、第二十四条の九から第二十四条の十三までの規定は、水道用水供給事業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第二十四条の三 第六項	第十七条、第二十条	第二十条
第二十五条の九、第三十六 条第二項	第三十六 条第二項	第三十六 条第二項

第二十四條の八 第二項	(略)			四十條の二第一項及び 第二項
	(略)			
第二十三條第一項、第 二十五條の九	第十七條、第二十條			
	第二十條			
、第三十九條(第二項 及び第三項を除く。) 並びに第四十條の二第 一項及び第二項	第二十三條第一項、第 二十五條の九			
	並びに第三十九條 (第二項及び第三 項を除く。)			

(準用)

第三十四條 第十三條、第十九條(第二項第三号及び第七号を除く。
。)、第二十條から第二十二條の二まで、第二十三條及び第二十
四條の三(第七項を除く。)の規定は、専用水道の設置者につい
て準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同
表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読
み替えるものとする。

第二十四條の三 第六項	(略)		
	(略)		
第十七條、第二十條か ら第二十二條の三	第二十條から第二 十二條の二		
	第三十六條第二項		

第二十四條の八 第二項	(略)			
	(略)			
第十七條、第二十條	(新設)			
	第二十條			
第二十三條第一項、第 二十五條の九	(新設)			
	第二十三條第一項			

(準用)

第三十四條 第十三條、第十九條(第二項第三号及び第七号を除く。
。)、第二十條から第二十二條の二まで、第二十三條及び第二十
四條の三(第七項を除く。)の規定は、専用水道の設置者につい
て準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同
表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読
み替えるものとする。

第二十四條の三 第六項	(略)		
	(略)		
第十七條、第二十條か ら第二十二條の三	第二十條から第二 十二條の二		
	第三十六條第二項		

	十六条第二項、第三十九条（第二項及び第三項を除く。）並びに第四十条の二第一項及び第二項	並びに第三十九条（第一項及び第三項を除く。）
（略）	（略）	（略）

2
（略）

（日本下水道事業団法の特例）

第三十九条の三 日本下水道事業団は、日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）第二十六条第一項に規定する業務のほか、同項第一号の終末処理場等の建設並びに同項第二号イ及びロに掲げる管渠の建設に関する工事に係る技術を活用して行う業務として、地方公共団体（都道府県又は市町村にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第三項又は第四十二条第三項の規定に基づき同法第四十条第一項に規定する都道府県地域防災計画又は同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画に公共的団体又は民間の団体との連携に関する基本的な方針（次項において「連携方針」という。）を定めているものに限る。）である水道事業者等と次に掲げる事項を定めた協定（以下この条において「協定」という。）を締結し、当該水道事業者等の管理する水道施設が災害により損傷した場合における当該水道施設の工事の業務を行うことができる。

- 一 協定の目的となる水道施設
- 二 日本下水道事業団が水道施設の損傷の程度その他の水道施設の状態に応じて行う前号の水道施設の工事の内容
- 三 前号の工事に要する費用の負担の方法
- 四 協定の有効期間

	十六条第二項並びに第三十九条（第二項	並びに第三十九条（第一項
（略）	（略）	（略）

2
（略）

（新設）

五 協定に違反した場合の措置

六 その他必要な事項

2 都道府県又は市町村が締結する協定は、連携方針に即したものでなければならない。

(災害時の給水装置の操作)

第四十条の二 水道事業者は、災害により損傷した水道の機能を回復するため緊急に配水管の調査及び復旧を行う必要があると認めるときは、その職員をして、当該水道によつて水の供給を受ける者の土地に立ち入り、給水装置を操作させることができる。

2 前項の規定により給水装置の操作に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 前二項の規定は、災害対策基本法第六十七条第一項、第七十二条第二項、第七十四条の二第二項若しくは第七十四条の三第四項の規定による要求に応じ災害応急対策（同法第五十条第一項に規定する災害応急対策をいい、第一項の水道事業者の実施するものに限る。以下この項において同じ。）に係る応援をする市町村長、同法第六十八条、第七十四条第一項、第七十四条の二第一項若しくは第七十四条の三第三項の規定による要求に応じ災害応急対策に係る応援をする都道府県知事、同法第七十二条第一項の規定による指示に従い応急措置（同法第六十二条第一項に規定する応急措置をいい、第一項の水道事業者の実施するものに限る。以下この項において同じ。）に係る応援をする市町村長、同法第七十四条の四第一項の規定による要求に応じ災害応急対策に係る応援をする指定行政機関の長（同法第二条第九号に規定する指定行政機関の長をいう。以下この項において同じ。）若しくは指定地方行政機関（同法第二条第四号に規定する指定地方行政機関をいう。以下この項において同じ。）の長、同法第七十四条の四第二項の規定により災害応急対策に係る応援をする指定

(新設)

行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は同法第七十七条
第一項の規定により応急措置が的確かつ円滑に行われるようにす
るために必要な施策を講ずる指定行政機関の長若しくは指定地方
行政機関の長について準用する。

○ 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（地震防災強化計画） 第六条 第三条第一項の規定による強化地域の指定があつたときは、指定行政機関の長（指定行政機関が内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項の委員会若しくは災害対策基本法第二条第三号ロに掲げる機関又は同号二に掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては第十一条第六項第四号及び第十三条第一項を除き当該指定行政機関をいい、指定行政機関の長から事務の委任があつた場合にあつては当該事務については当該委任を受けた指定地方行政機関の長をいう。以下同じ。）及び指定公共機関（指定公共機関から委任された業務については、当該委任を受けた指定地方公共機関。以下同じ。）は同法第二条第九号に規定する防災業務計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 三 （略） 2・3 （略） （警戒本部の組織） 第十一条 （略） 2・5 （略） 6 地震災害警戒本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。 一 本部長及び地震災害警戒副本部長以外の全ての国務大臣 二 （略） 三 内閣府の防災監 四 （略）	（地震防災強化計画） 第六条 第三条第一項の規定による強化地域の指定があつたときは、指定行政機関の長（指定行政機関が内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項の委員会若しくは災害対策基本法第二条第三号ロに掲げる機関又は同号二に掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては第十一条第六項第三号及び第十三条第一項を除き当該指定行政機関をいい、指定行政機関の長から事務の委任があつた場合にあつては当該事務については当該委任を受けた指定地方行政機関の長をいう。以下同じ。）及び指定公共機関（指定公共機関から委任された業務については、当該委任を受けた指定地方公共機関。以下同じ。）は災害対策基本法第二条第九号に規定する防災業務計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 三 （略） 2・3 （略） （警戒本部の組織） 第十一条 （略） 2・5 （略） 6 地震災害警戒本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。 一 本部長及び地震災害警戒副本部長以外のすべての国務大臣 二 （略） 三 （新設） 三 （略）

7
(略)

(地震防災応急対策に係る措置に関する災害対策基本法の準用)
第二十六条 災害対策基本法第五十八条、第六十条、第六十一条、第六十一条の二(同法第六十三条第四項において準用する場合を含む。)、第六十三条第一項及び第二項、第六十七条、第六十八条、第七十四条、第七十四条の四第一項並びに第七十九条の規定は、警戒宣言が発せられた場合について準用する。この場合において、同法第五十八条中「災害応急対策責任者」とあるのは「大規模地震対策特別措置法第二条第十四号の地震防災応急対策の実施の責任を有する者」と、同法第六十条第四項中「報告しなければ」とあるのは「報告し、及び管轄警察署長に通知しなければ」と読み替えるものとする。

2・3
(略)

(財政措置に関する災害対策基本法の準用)

第三十一条 災害対策基本法第九十二条の規定は第二十六条第一項において準用する同法第六十七条第一項、第六十八条、第七十四条第一項又は第七十四条の四第一項の規定による応援に要した費用について、同法第九十三条の規定は第二十六条第二項において準用する同法第七十二条第一項の規定による都道府県知事の指示に基づいて市町村長が実施した地震防災応急対策に係る措置に要した費用及び応援のために要した費用について、同法第九十四条の規定は地震防災応急対策に要する費用について、同法第九十五条の規定は第十三条第一項の規定による地震災害警戒本部長の指示に基づいて地方公共団体の長が実施した地震防災応急対策等に係る措置に要した費用について、それぞれ準用する。

7
(略)

(地震防災応急対策に係る措置に関する災害対策基本法の準用)
第二十六条 災害対策基本法第五十八条、第六十条、第六十一条、第六十一条の二(同法第六十三条第四項において準用する場合を含む。)、第六十三条第一項及び第二項、第六十七条、第六十八条、第七十四条、第七十四条の四並びに第七十九条の規定は、警戒宣言が発せられた場合について準用する。この場合において、同法第五十八条中「災害応急対策責任者」とあるのは「大規模地震対策特別措置法第二条第十四号の地震防災応急対策の実施の責任を有する者」と、同法第六十条第四項中「報告しなければ」とあるのは「報告し、及び管轄警察署長に通知しなければ」と読み替えるものとする。

2・3
(略)

(財政措置に関する災害対策基本法の準用)

第三十一条 災害対策基本法第九十二条の規定は第二十六条第一項において準用する同法第六十七条第一項、第六十八条、第七十四条第一項又は第七十四条の四の規定による応援に要した費用について、同法第九十三条の規定は第二十六条第二項において準用する同法第七十二条第一項の規定による都道府県知事の指示に基づいて市町村長が実施した地震防災応急対策に係る措置に要した費用及び応援のために要した費用について、同法第九十四条の規定は地震防災応急対策に要する費用について、同法第九十五条の規定は第十三条第一項の規定による地震災害警戒本部長の指示に基づいて地方公共団体の長が実施した地震防災応急対策等に係る措置に要した費用について、それぞれ準用する。

○ 大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 （略） 二 特定大規模災害等 特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害をいう。 三 七 （略） 八 特定業務施設 事務所、事業所その他の業務施設で、特定大規模災害等を受けた区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含む。）の基幹的な産業の復興、当該区域内の地域における雇用機会の創出及び良好な市街地の形成に寄与するものうち、公益的施設以外のものをいう。 九 （略） （削る） 十 （略） （本部の組織） 第五条 （略） 二 五 （略） 六 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。 一 （略） 二 副大臣、大臣政務官若しくは内閣府の防災監又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者 七 十三 （略）	（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 （略） （新設） 二 六 （略） 七 特定業務施設 事務所、事業所その他の業務施設で、特定大規模災害を受けた区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含む。）の基幹的な産業の復興、当該区域内の地域における雇用機会の創出及び良好な市街地の形成に寄与するものうち、公益的施設以外のものをいう。 八 （略） 九 特定大規模災害等 特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害をいう。 十 （略） （本部の組織） 第五条 （略） 二 五 （略） 六 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。 一 （略） 二 副大臣若しくは大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者 七 十三 （略）

(一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画) 第四十一条 次に掲げる条件のいずれにも該当する特定大規模災害を受けた区域(当該区域に隣接し、又は近接する区域を含む。) であつて、円滑かつ迅速な復興を図るために当該区域内の地域住民の生活及び地域経済の再建のための拠点となる市街地を形成することが必要であると認められるものについては、都市計画に一団地の復興拠点市街地形成施設を定めることができる。 一 (略) 二 当該区域内の土地の大部分が建築物(特定大規模災害により損傷した建築物を除く。)の敷地として利用されていないこと。 2・3 (略)	(一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画) 第四十一条 次に掲げる条件のいずれにも該当する特定大規模災害を受けた区域(当該区域に隣接し、又は近接する区域を含む。) であつて、円滑かつ迅速な復興を図るために当該区域内の地域住民の生活及び地域経済の再建のための拠点となる市街地を形成することが必要であると認められるものについては、都市計画に一団地の復興拠点市街地形成施設を定めることができる。 一 (略) 二 当該区域内の土地の大部分が建築物(特定大規模災害により損傷した建築物を除く。)の敷地として利用されていないこと。 2・3 (略)
---	---

改 正 案	現 行
目次 第一章・第二章（略） 第三章 組織 第一節・第二節（略） 第三節 本府 第一款 内部部局等（<u>第十六条・第十七条</u>） 第二款・第六款（略） 第四節・第五節（略） 第四章（略） 附則 （所掌事務） 第四条（略） 2（略） 3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一、十四（略） 十四の二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第一百五十六号）第二条第一号に規定する原子力災害（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第五十七条第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。）に対する対策（<u>第九条の二及び第十六条の二第二項において「原子力防災」という。</u>）に關すること。 十四の二の二、六十三（略）	目次 第一章・第二章（略） 第三章 組織 第一節・第二節（略） 第三節 本府 第一款 内部部局等（<u>第十六条・第十七条</u>） 第二款・第六款（略） 第四節・第五節（略） 第四章（略） 附則 （所掌事務） 第四条（略） 2（略） 3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一、十四（略） 十四の二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第一百五十六号）第二条第一号に規定する原子力災害（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第五十七条第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。）に対する対策に關すること。 十四の二の二、六十三（略）

第九条の二 第四条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の九から第十四号まで、第十四号の三から第十四号の四の二まで及び第十五号に掲げる事務（同条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の九及び第十五号に掲げる事務のうち原子力防災に関するものを除く。）については、前条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

（防災監）

第十六条の二 本府に、防災監一人を置く。

2 防災監は、第九条の二の特命担当大臣を助け、命を受けて第四条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の九から第十四号まで、第十四号の三から第十四号の四の二まで及び第十五号に掲げる事務（同条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の九及び第十五号に掲げる事務のうち原子力防災に関するものを除く。）を統理する。

第九条の二 第四条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の九から第十四号まで、第十四号の三から第十四号の四の二まで及び第十五号に掲げる事務（同条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の九及び第十五号に掲げる事務のうち同項第十四号の二に規定する原子力災害に対する対策に関するものを除く。）については、前条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

（新設）

○ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（都市施設） 第十一条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。 一 十三 （略） 十四 一団地の復興拠点市街地形成施設（大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）<u>第二条第九号</u>に規定する一団地の復興拠点市街地形成施設をいう。） 十五 （略） 2 〵 7 （略）	（都市施設） 第十一条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。 一 十三 （略） 十四 一団地の復興拠点市街地形成施設（大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）<u>第二条第八号</u>に規定する一団地の復興拠点市街地形成施設をいう。） 十五 （略） 2 〵 7 （略）

○ 日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）（抄）（附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（業務の範囲） 第二十六条 （略） 2 （略） 3 事業団は、前二項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三十九条の三第一項に規定する業務を行うことができる。 4・5 （略） 第五十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。 一・二 （略） 三 第二十六条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行ったとき。 四・六 （略）	（業務の範囲） 第二十六条 （略） 2 （略） （新設） 3・4 （略） 第五十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。 一・二 （略） 三 第二十六条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行ったとき。 四・六 （略）

○ 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案							現 行		
（災害対策基本法の規定の読替え適用等） 第二十八条 原子力災害についての災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定（石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。							（災害対策基本法の規定の読替え適用等） 第二十八条 原子力災害についての災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定（石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第四十条第三項	災害応急対策又は災害復旧	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策	（略）	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第二十一条	（略）	（略）	第二十一条	（略）	（略）	（略）	第二十一条	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
第三十三条の二 第一項第一号	立退き	立退き若しくは屋内への退避	（略）	（略）	（略）	（略）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（新設）	（新設）	（新設）
第四十条第二項 第二号	（略）	（略）	第四十条第二項 第二号	（略）	（略）	（略）	第四十条第二項 第二号	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

第四十條第四項	災害が発生し、又は発生するおそれがある	(略)	災害が	災害応急対策又は災害復旧	(略)	防災計画	災害応急対策又は災害復旧	災害予防責任者	第四十九條の二第一項
原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した	(略)	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策	(略)	防災計画若しくは原子力災害対策指針	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策	災害予防責任者（原子力事業者を含む。）	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策	

策	第四十九条の二 第二項	第四十九条の三	(略)	第四十九条の七 第一項	(略)	第六十八条の三 第一項及び第二 項並びに第六十 九条
災害の	災害予防責任者	災害応急対策又は災 害復旧	(略)	災害の	災害が	災害
原子力災害の	災害予防責任者（原 子力事業者を含む。 ）	緊急事態応急対策又 は原子力災害事後対 策	(略)	原子力災害の	原子力災害（原子力 災害が生ずる蓋然性 を含む。）が	原子力災害（原子力 災害が生ずる蓋然性 を含む。）

(略)	第七十四条の四 第一項	災害が発生し、又は発生するおそれがある	災害応急対策	(略)	第七十八條の二 第一項	第七十八條の二 第一項
(略)	災害が発生し、又は発生するおそれがある	災害が発生し、又は発生するおそれがある	災害応急対策	(略)	災害	災害の
(略)	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生し	緊急事態応急対策	(略)	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）	原子力災害（原子力

(略)	第七十四条の四	(新設)	(略)	第七十八條の二 第一項	(新設)	(新設)
(略)	災害が発生し、又は発生するおそれがある	(新設)	(略)	災害	防災計画	(新設)
(略)	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した	(新設)	(略)	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）	防災計画若しくは原子力災害対策指針	(新設)

第一項第二号					
(略)	第九十条の二第一項及び第四項、第九十条の三、第九十条の四第一項第四号	(略)	災害	緊急事態応急対策	災害が生ずる蓋然性を含む。）の
(略)	原子力災害	(略)	原子力災害	緊急事態応急対策	

2 原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定（石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十五条第三項	(略)	読み替える規定	(略)	読み替えられる字句	(略)
(略)	(略)	読み替える字句	(略)	読み替える字句	(略)

(略)	第九十条の二第一項及び第四項並びに第九十条の三第一項	(略)	災害	(新設)	
(略)	原子力災害	(略)	原子力災害	(新設)	

2 原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定（石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十五条第三項	(略)	読み替える規定	(略)	読み替えられる字句	(略)
(略)	(略)	読み替える字句	(略)	読み替える字句	(略)

第六十八條の二 第一項	災害が発生し、又は まさに発生しようと している場合	原子力緊急事態宣言 があつた時から原子 力緊急事態解除宣言 があるまでの間
第六十八條の二 第二項	災害	原子力災害（原子力 災害が生ずる蓋然性 を含む。）の
（略）	（略）	（略）

第二十三条第七項		(略)	読み替える規定
並びにその他の関係	災害予防又は災害応急対策	(略)	読み替えられる字句
、原子力事業者並び	原子力災害予防対策、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策	(略)	読み替える字句

4 ～ 6	(略)	第八十六條の六 第一項			(略)	
		(略)	防災計画	災害が	(略)	
		(略)	防災計画若しくは原子力災害対策指針	原子力災害が	(略)	原子力事業者

4 ～ 6	(略)	第八十六條の六			(略)	
		(略)	防災計画	災害が	(略)	者
		(略)	防災計画若しくは原子力災害対策指針	原子力災害が	(略)	にその他の関係者

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（抄）（附則第七条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（災害対策基本法の規定による備蓄との関係） 第百四十六条 第百四十二条及び前条の規定による物資及び資材の備蓄と、災害対策基本法第四十九条第一項の規定による物資及び資材の備蓄とは、相互に兼ねることができる。	（災害対策基本法の規定による備蓄との関係） 第百四十六条 第百四十二条及び前条の規定による物資及び資材の備蓄と、災害対策基本法第四十九条の規定による物資及び資材の備蓄とは、相互に兼ねることができる。

○ 新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）（附則第七条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（災害対策基本法の規定による備蓄との関係） 第十一条 前条の規定による物資及び資材の備蓄と、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）<u>第四十九条第一項</u>の規定による物資及び資材の備蓄とは、相互に兼ねることができる。	（災害対策基本法の規定による備蓄との関係） 第十一条 前条の規定による物資及び資材の備蓄と、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）<u>第四十九条</u>の規定による物資及び資材の備蓄とは、相互に兼ねることができる。